（特定勧誘業務に関する経過措置）

第十九条　改正法の施行の際現に特定勧誘業務（改正法第十三条の規定による改正後の不動産特定共同事業法（以下この項及び次項において「新不動産特定共同事業法」という。）第五条第一項第七号に規定する特定勧誘業務をいう。以下この項において同じ。）を行っている者については、改正法施行日において新たに特定勧誘業務を行うこととしたものとみなして、新不動産特定共同事業法第十条、第四十七条、第五十九条第五項及び第六十七条第四項の規定並びに第五条の規定による改正後の不動産特定共同事業法施行令第十七条第四項の規定を適用する。

2　前項に規定する者であって改正法附則第六条第一項及び第二項の規定により新金融商品取引業を行うことができるものは、これらの規定に定める期間は、新不動産特定共同事業法別表各号の上欄に掲げるその行う不動産特定共同事業（新不動産特定共同事業法第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。）の区分に応じそれぞれ当該各号の下欄に掲げる登録を受けている者又は届出をしている者とみなして、新不動産特定共同事業法第三十六条、第五十三条、第五十九条第四項及び第六十七条第一項の規定並びに第五条の規定による改正後の不動産特定共同事業法施行令第十七条第一項の規定を適用する。

附　則

この政令は、改正法施行日（令和六年十一月一日）から施行する。ただし、第一条中金融商品取引法施行令第十八条の十四第一項の改正規定及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　中根　順子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小里　泰弘
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百三十二号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三百八十七号を削り、第三百八十六号を第三百八十七号とし、第三百八十五号の次に次の一号を加える。

三百八十六　特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）

第四百六十九号を第四百七十号とし、第四百六十八号を第四百六十九号とし、第四百六十七号を第四百六十八号とし、第四百六十六号の次に次の一号を加える。

四百六十七　特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）

本則に次の一号を加える。

四百七十一　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）

附　則

この政令は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　本則に一号を加える改正規定　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

二　第三百八十七号を削り、第三百八十六号を第三百八十七号とし、第三百八十五号の次に一号を加える改正規定　特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十五号）の施行の日

内閣総理大臣　石破　茂

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百三十三号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十三条第一項第四号及び第三十一条の六第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号を次のように改める。

七　法第六条第六項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（以下単に「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。）のうち、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の規定による児童扶養手当その他内閣総理大臣の定める給付（以下「児童扶養手当等」という。）の支給を受けていないものであつて、その推定年所得額（この号に掲げる資金の貸付けの申請をした日（以下この号において「申請日」という。）が属する月の前月の所得の額として内閣府令で定めるところにより算定した額に十二を乗じて得た額をいう。第七条第八号ホにおいて同じ。）が次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める額未満であるものが、申請日から申請日以後一年を経過する日までの期間中の生活を維持するために必要な資金

イ　基準日（申請日の属する月が一月から十月までである場合にあつては当該月が属する年の前々年の十二月三十一日をいい、申請日の属する月が十一月又は十二月である場合にあつては当該月が属する年の前年の十二月三十一日をいう。以下この号において同じ。）において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族（扶養親族（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）のうち、控除対象扶養親族（同法に規定する控除対象扶養親族をいう。ロ(1)において同じ。）に該当しない三十歳以上七十歳未満の扶養親族以外のものをいう。以下同じ。）がなく、かつ、申請日が属する月の前月の末日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが生計を維持している非扶養親族児童（基準日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの扶養親族でない児童をいう。ロにおいて同じ。）がない場合　二百八万円